

令和8年3月23日

生活支援部医療保険課

江東区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

地方税法の一部改正に伴い、規定を整備するため、条例の一部を改正する。

2 主な改正内容

第7条（公示送達）

公示送達について、これまでの門前掲示場への掲示に加え、公示事項を不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとる規定を追加し、電子的な方法により閲覧をすることを可能とするための規定整備を行う。

3 新旧対照表

2頁のとおり

4 施行日（予定）

地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日

江東区後期高齢者医療に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第6条 (略)</p> <p>(公示送達)</p> <p>第7条 法第112条の規定において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定による公示送達は、江東区公告式条例(昭和29年12月江東区条例第7号)第2条第2項に規定する門前掲示場に<u>掲示して行うものとする。</u></p> <p>第8条～第11条 (略)</p>	<p>第1条～第6条 (略)</p> <p>(公示送達)</p> <p>第7条 法第112条の規定において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定による公示送達は、<u>公示事項(同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。)を地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号)第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を江東区公告式条例(昭和29年12月江東区条例第7号)第2条第2項に規定する門前掲示場に掲示し、又は公示事項を区の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってするものとする。</u></p> <p>第8条～第11条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、地方税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第1号)附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例による改正後の江東区後期高齢者医療に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。</p>